孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の開催について

令和3年3月12日 内閣総理大臣決裁

- 1. 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策に関する連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を開催する。
- 2. 連絡調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要がある と認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議 長 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣

構成員 孤独・孤立対策に関する事務の調整を担当する大臣を補佐する内閣 府副大臣

内閣府特命担当大臣(金融)を補佐する内閣府副大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)を補佐する内閣府副大臣

復興大臣の指名する復興副大臣

総務大臣の指名する総務副大臣

法務副大臣

外務大臣の指名する外務副大臣

財務大臣の指名する財務副大臣

文部科学大臣の指名する文部科学副大臣

厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣

農林水産大臣の指名する農林水産副大臣

経済産業大臣の指名する経済産業副大臣

国土交通大臣の指名する国土交通副大臣

環境大臣の指名する環境副大臣

防衛副大臣

警察庁次長

- 3. 連絡調整会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理 する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な 事項は、議長が定める。